

2-192-08

- (3) 升亨 升歆に同じか。祖霊に供え物をし、祖霊がそれを享けること。
  - (4) 陔華を媿べて 陔は八極、八方のきわめて遠い地。遠国も中華の地と同じように、の意か。
  - (5) 綸紵 天子の詔勅。『礼記』『緇衣』に「王言は綸の如し。其の出づること紵の如し」とある。
  - (6) 涓埃も報いず 涓埃はしずくとほこり。転じてわずかなこと、微細なものたどえ。少しでも(恩に)報いようとすが、それができない、の意。
  - (7) 愚忱 私(尚泰)の真心。
  - (8) 勤を矢い慎を矢う 矢はちかう(誓)。慎み深くあることと勤勉であることを誓う。
  - (9) 有道の休 有道は道德を身につけていること、また天下のよく治まること。休は幸い。道德を身に備えた人(皇帝)によってもたらされる幸い(平和)。
  - (10) 来王の盛 諸侯や属国の王が朝廷に集うことの盛んなさまをいう。「一九一〇三」「享王」参照。
- 琉球国中山王世子尚泰より礼部あて、咸豊二年の進貢使毛種美等及び請諭王舅馬克承等を派遣する旨の咨文

(咸豊一《一八五二》、八、三)

琉球国中山王世子尚(泰)、進貢する事の為にす。

照らし得たるに、敝国は遠く瀛壖<sup>①</sup>に居るも、叨<sup>かたじな</sup>くも天朝の隆恩

に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に咸豊二年の貢期に当たれば、特に耳目官の毛種美・正議大夫の蔡士俊・都通事の鄭思恭等を遣わし、梢役共に一百九十九員名を率領せしめ、海船二隻に坐駕し、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を分運して、前<sup>すす</sup>みて福建布政使司に至りて投納し、例に照らして閩に留まりて馭を守るの員伴と遣発して回国せしむるの員役とを分別し、其の貢使の毛種美等をして表章・方物を齎捧し、前みて京師に赴き叩<sup>たた</sup>きて聖禧を祝らしめんとす。

又、特に王舅の馬克承<sup>③</sup>・正議大夫の梁必達<sup>④</sup>・都通事の阮宣詔<sup>⑤</sup>等を遣わし、另に咨文を捧げて跟伴共に三十三員名を率領せしめ、二号貢船に搭駕し、前みて福建に詣<sup>いた</sup>りて布政使司に陳請せしめんとす。督<sup>督</sup>兩院に転詳し、奏もて聖諭を請わしむるの外、理として合に移知すべし。此れが為<sup>ため</sup>に備<sup>ついで</sup>に貴部に咨す。請煩<sup>ねが</sup>わくは察照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

咸豊二年(一八五二)八月初三日

注(1) 瀛壖 海岸。海浜。陸地のはて。琉球を指す。

(2) 鄭思恭 久米村系鄭氏。『宝案』では道光十八年(一八三八)の王舅通事(卷一六七)、三十八年の在船都通事(卷一八七)、咸豊二年(一八五二)の朝京都通事として名がみえる。

(3) 馬克承 嘉慶二十四年(二八一九)〜?。小祿親方良泰(後に

良忠)。首里系馬氏。道光八年に樂童子として江戸に上り、十七年の冊封使歓待の宴では躍員を務める。二十七年に家督を継いで小祿間切総地頭となる。二十八年に那覇里主、三十年に泊地頭職を務める。咸豊二年、ベッテルハイム退去の要請・八重山漂着の中国人護送のため請諭正使の王舅として福建に赴く。このときロバート・ハウソンの情報をもとに中国に伝えた。七年に三司官となるが九年に辞職(『家譜』(三)『五三四頁])。

(4) 梁必達 浜川親雲上。咸豊二年にベッテルハイム退去の要請・八重山漂着の中国人護送のため請諭副使の正議大夫として中国に渡った(『家譜』(三)『五三七頁、馬克承の譜』。『宝案』では道光六年の存留通事(卷一四二)、同十六・二十二年の京都通事(卷一六三・二七五)、二十六年の進貢の正議大夫(卷一八二)としても名がみえる。

(5) 阮宣詔 嘉慶十六(光緒十一年(一八一一)～八五)。久米村系阮氏(卒宮城家)九世。神村親方。最後の久米村総役。道光二十一年に官生として国子監に入学、二十七年に帰国、翌二十八年に著作総師職(漢文組立役主取)となる。二十九年に存留通事として進貢使節に加わり、咸豊元年(一八五一)に帰国。その後咸豊二年に朝京都通事、六年に正議大夫、九年に紫金大夫として中国に渡る。その間、三度久米村長史を務め、十一年には総理唐采司となった。十年に具志川間切天願地頭職に任ぜられ、後に南風原間切神里村に転じた。(『家譜』(二)『一七一頁、久米村―歴史と人物』一九九三)。

2-192-09

琉球国中山王世子尚泰より礼部あて、宣宗成皇帝(道光帝)へ尊諡を奉る宝詔、孝德皇后への冊諡の宝詔を頒賜されたことに対する謝恩の奏文写しを送付する旨の咨文

(咸豊二一《一八五二》、八、三)

琉球国中山王世子尚(泰)、宝詔を欽奉して恭しく天恩に謝する事の為にす。

窃かに、臣泰、世々皇恩に沐するも報答するに由し無し。道光三十年、謹んで陪臣の王舅夏超群・正議大夫毛有増等を遣わし、虔んで表章を捧げ、京に赴きて進貢し兼ねて登極を賀せしむ。該使臣等、未だ閩省に到らざるの時、皇上の恭しく宣宗成皇帝に尊諡を<sup>たくまつ</sup>上るの礼成りて天下に頒詔するに当たり、礼部、臣泰に頒賜するの宝詔一道を將て兵部に咨送し、閩浙総督に発交し転行して頒発せしむ。

又、恭しく孝德皇后を冊諡するの礼成りて天下に頒詔するに遇う。時に、該使臣、閩より起程し未だ京師に到らず。礼部、臣泰に頒賜するの宝詔一道を將て兵部に咨送し、閩浙総督に発交し転行して頒発せしむ。咸豊元年五月二十六日、都通事の鄭徳潤等、恭しく前後の宝詔二道を捧げて国に到る。

臣泰、謹んで良辰を択び、躬ら臣僚を率いて迎接し、闕を望みて嵩呼し、拝領して訖れり。跪きて宝詔を読むに、感悚名し難し。綏懷、<sup>じゆき</sup>備に<sup>ふ</sup>至れば、頂踵を竭くすと雖も高深に報いる莫し。